

経済産業省

20160602 資第 15 号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 18 条第 1 項本文の規定による託送供給約款の認可に係る審査基準を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 27 日

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 18 条第 1 項本文の規定による託送供給約款の認可に係る審査基準

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 18 条第 1 項本文の規定による託送供給約款の認可に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

改正法附則第 18 条第 1 項本文の規定による託送供給約款の認可に係る審査基準については、同条第 2 項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、「電気事業法等の一部を改正する法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領」（別添）のとおりとする。

附 則

この訓令は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

(別添)

電気事業法等の一部を改正する等の法律
附則第十八条第一項本文の規定に基づき
一般ガス事業者が定める託送供給約款で
設定する託送供給約款料金審査要領

< 目 次 >

第1章 総則

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

第2節 比較査定対象ネットワーク費用

第3節 個別査定対象ネットワーク費用

第4節 事業報酬

第5節 控除項目

第3章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項本文の規定に基づき、同項に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給約款料金が、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令（平成28年経済産業省令第78号。以下「算定省令」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定省令第2条における「一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び新ガス事業法第55条第1項に規定する特定ガス導管事業をいう。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」については、一般ガス事業者が申請した原価等について、その適正性を審査するものとする。
- (3) 算定省令における「託送供給約款料金の算定」（算定省令第3章）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (4) これらの審査の結果については、認可申請を行った一般ガス事業者（以下「申請一般ガス事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請一般ガス事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送供給約款料金は、改正法附則第18条第2項の認可基準に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「新ガス事業法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）、算定省令及びガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

3. 原価算定期間

算定省令第2条第1項に規定する原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

第2章 「原価等の算定」に関する審査

改正法附則第18条第2項第1号に規定する「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

第1節 基本的考え方

比較査定対象ネットワーク費用及び個別査定対象ネットワーク費用のうち需給調整費については、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、算定省令に定める方法に基づき適正に算定されているか否かにつき審査することとする。

個別査定対象ネットワーク費用（需給調整費を除く。）については、料金認可時に原価として認めることが適当であるか否か、また、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査することとする。

第2節 比較査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、比較査定対象ネットワーク費用については、前節の基本的考え方を踏まえ、次のとおり審査するものとする。

1. 実績コストについては、実績単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
2. 基準コストについては、基準単価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、3月末の導管総延長の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。
3. 適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。
4. 経営効率化目標額については、託送収支規則第5条の規定により整理された託送収支規則様式第3第2表の平成27年度当期超過利潤累積額と同額になっているか否かを確認する。
5. 補正適正コストについては、算定省令別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

第3節 個別査定対象ネットワーク費用

算定省令第4条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した営業費のうち、個別査定対象ネットワーク費用については、第1節の考え方にに基づき、次のとおり審査するものとする。

1. 需給調整費については、これに係る実績単価、基準単価及び製造設備簿価が経済産業大臣が別に告示する値となっているか否か、必要調整力及び振替供給能力の算定根拠が実績

及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、算定省令別表第1第1表(2)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

2. 修繕費については、申請一般ガス事業者一律に設定するのではなく、申請一般ガス事業者ごとに、算定省令別表第1第1表(3)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否か、算定根拠が実績を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

3. 設備関係費(減価償却費、固定資産除却費)については、経営効率化を評価するに当たっては、申請一般ガス事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものであって、複数の調達先があるものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認める。

また、固定資産除却費については、除却物品の帳簿原価等から当該除却物品の適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。

4. バイオガス調達費については、算定省令別表第1第1表(3)に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

5. 需要調査・開拓費については、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、託送料金収入額増加額が年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否かを確認する。

第4節 事業報酬

算定省令第6条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

算定規則別表第1第2表に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

2. 事業報酬率

経済産業大臣が別に告示する値を用いて、適正に算定されているか否かを審査する。

第5節 控除項目

算定省令第7条の規定に基づいて申請一般ガス事業者が算定した控除項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般ガス事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

第3章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

改正法附則第18条第2項第3号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に

じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第18条第2項第5号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、託送供給の相手方となる全ての者に対して平等であるか否かを審査するものとする。